

中野区教育委員会会議録 平成25年第12回定例会

○開会日 平成25年4月19日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時55分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

中野区教育委員会委員 高 木 明 郎

○傍聴者数 2人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 中野区教育委員会委員の議席の決定

日程第2 中野区教育委員会委員長職務代理者の指定

日程第3 第14号議案 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①平成25年度体罰防止に向けての取組（指導室長）

②中野中学校の新校舎移転後の旧校舎等の貸付けについて（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会
第 1 2 回定例会
(平成 2 5 年 4 月 1 9 日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日は、議決案件第14号議案に関連して、健康福祉部副参事、学習スポーツ担当浅川靖さんに出席を求めていますので、ご承知おきください。

<配布資料について>

大島委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせいたします。

本日の事務局報告事項の1番目、「平成25年度体罰防止に向けての取組」及び、2番目「中野中学校の信仰者移転後の旧校舎等の貸付けについて」の資料は、いずれも区議会への報告前の資料となりますので、後ほど、回収させていただくこととします。傍聴の方は、ご退室の際に、事務局へ資料の返却をお願いいたします。

続きまして、4月11日に渡邊委員が新たに教育委員に任命されましたので、ここにご挨拶をお願いしたいと思います。

渡邊委員、お願いいたします。

渡邊委員

皆様、おはようございます。教育委員に任命されました渡邊仁です。

私は中野区の大和町生まれ、大和町育ちで、50年間過ごしてまいりました。現在、中野区医師会の役員をやらせていただいております。

このような大役に任命していただきまして、本当にびっくりしておるところですが、私も中野区に対しては非常に思い入れがありまして、また、教育に対しても思い入れもありますので、微力ではございますけれども、皆様方のお役に少しでも立てればなと思って、頑張っていく所存でございますので、どうぞこれからもよろしくをお願いいたします。

簡単ですが、これでご挨拶を終わらせていただきます。

大島委員長

ありがとうございました。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

<議決案件>

大島委員長

それでは日程に入ります。

<日程第1>

大島委員長

日程第1「中野区教育委員会委員の議席の決定」を行います。

委員の議席につきましては、中野区教育委員会会議規則第4条により、委員長が定めることとされておりますので、渡邊委員の議席につきましては、ただ今、着席をされている議席とすることに決定いたします。

<日程第2>

大島委員長

続きまして、日程第2「中野区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

現在、委員長職務代理者の第2順位につきましては、欠員となっておりますので、その指定を行いたいと思います。

ここでお諮りいたします。委員長職務代理者の指定の方法については、中野区教育委員会会議規則第5条第3項に基づき、同条第1項の規定を準用して、指名推選によることとし、指名の方法については、委員長の私が指名をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

異議ございませんので、指定の方法は、指名推選によることとし、指名の方法は、委員長の私が指名することに決定しました。

それでは、委員長職務代理者の第2順位の方に、渡邊委員を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただ今、指名しましたとおり、委員長職務代理者の第2順位の方として、渡邊委員を当選人と定め、委員長職務代理者の第2順位として指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

異議ございませんので、委員長職務代理者として、第2順位の方に渡邊委員が指定されました。

<日程第3>

大島委員長

続きまして、日程第3、第14号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、第14号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」につきまして、事業を担当しております健康福祉部学習スポーツ担当から、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

右の上のところに、きょうの日付と委員会資料と書いてあるものでございます。

改正する規則は、中野区立学校設備使用規則でございます。この規則は、学校施設を学校教育以外の用途に使用する場合は目的外使用と言っておりますけれども、目的外に使用する場合は申請、許可、取消の手續等について定めた規則でございます。

改正理由は、学校開放事業における中学校体育館の施設予約に、施設予約システムを導入するためでございます。

主な改正内容でございますが、これまで小中学校では、校庭開放のみ施設予約システムによって使用申請を行ってまいりましたが、これに今回、中学校体育館を加えるものでございます。

経緯を申し上げますと、小学校、中学校の校庭、及び中学校の体育館の開放事業は従来、登録した団体の方に1か月、又は2か月といった単位で、区役所でありますとか、鷺宮区民活動センターに集まっていたいただきまして、公開抽選会を開いておりました。

これを電子システムにより申込み抽選ができる文化スポーツ予約システム、ないせずネットというのがございますが、これに移行する取り組みを段階的に進めてきております。決められた日に会場に出向かなくても、自宅や公共施設のパソコン、又は携帯電話からも抽選に参加できるといった意味での公平性、また、利便性がございまして、あわせて事務の効率性を高めるといった目的も持っております。

体育館に先立って、校庭開放につきましては、中学校の校庭開放を昨年4月使用分から、また、小学校の校庭開放は昨年6月使用分から、すでに先行してシステム化しております。今回、中学校体育館について、7月1日使用分から移行しようとするものでございます。

なお、同じ体育館でも、小学校の場合は、学校ごとに利用団体による自主運営委員会を

構成し、その中で利用調整を行うという方式をとっているため、抽選は行っておりません。そのため、今回、中学校体育館というふうに限定しているものでございます。

それでは、具体的な改正点につきまして、裏面の新旧対照表をもとにご説明させていただきます。

まず、右側の現行規則をごらんください。第3条といたしまして、「学校設備を使用しようとする者は、あらかじめ使用申請書を提出しなければならない」としています。これが原則に当たります。

ただし、その例外といたしまして、同条第3項をごらんください。既に小中学校の校庭開放では、申請書ではなく、施設予約システムにより予約することになってございますため、「学校開放規則に基づく校庭開放として校庭を使用する者は」と規定しているところでございます。

続いて左側の改正案をごらんください。「校庭」という表現に、今回、「中野区立中学校の体育館」という文言を加えております。

この規則の施行日につきましては、附則をごらんください。平成25年5月1日から施行としております。

実際に、7月1日以降に体育館を使用する分から適用することといたしますが、システムで抽せん申し込みするため、新たに団体登録を行い、IDでありますとか、パスワードの交付を受ける必要がございます。その準備期間を2か月見ているため、施行日を5月1日としているものでございます。

説明は以上でございます。

大島委員長

ただ今の説明につきまして、質疑、質問、発言がありましたら、お願いいたします。

高木委員

今の説明はよくわかったのですが、この規則で、「中野区立学校施設の開放に関する規則に基づく学校開放」ということで、校庭と中学校の体育館で、たしか、生涯学習館を廃止して、各学校の施設になっていた分というのがあると思うのですが、これについては、この学校開放の扱いではなくて、別の形で予約をしているのかというのをちょっとお聞かせ願いたいのです。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

これにつきましては、今回、生涯学習館がなくなったことによりまして、今回の、これ

でいきますと、新旧対照表の、例えば現行の第3条第3項のところに、ちょうど下線部があります。「学校開放規則」というのがございますけれども、今まではこの「学校開放規則」の中に、地域生涯学習館の条項も入ってございました。廃止するに伴いまして、「学校開放規則」として、開放事業として行うものについてはこれを除いてございます。

その上で、具体的には、学校の支援ボランティアの団体が使う場合に、ここを学校長の許可をもとに使用させているということで、いわゆる目的外、授業ではないところの目的外として使用する形になってございます。

大島委員長

そうしますと、元生涯学習館とかだったところについては、その使用方法、使用の申込み等については、ないせずネットではない、原則的な形で申込み等を受け付けているということでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

そのとおりでございます。

大島委員長

高木委員、それでよろしいでしょうか。

高木委員

生涯学習館を廃止するに当たっては、従来使用していた団体に配慮する、当面、同じような使い方ということで、もちろん私も異論はないのですが、例えば、将来的にいったときに、ウェブの予約というのは非常に公平で、透明性が高いですが、例えば旧生涯学習館ですとか、あるいは小学校の体育館についても、将来的にはこれも導入は検討はされる予定があるのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

中野区全体の方向といたしまして、電子区役所化といいますか、施設の使用申込みを電子、ウェブですという全体的な方向はあります。

ただ、一つ一つの事業でありますとか、施設の開放の個々の、個別の要件によりまして、すぐに乗せられるもの、乗せられないものがございますので、その中で、一つ一つ、適切に判断していきたいと思っております。

大島委員長

ほかに質問等ございますでしょうか。

教育長

既に校庭開放ですとかは、このないせすネットを通じて予約を進めているわけですが、去年、もう始まったということですが、それは比較的混乱もなく、区民の方にスムーズに、このシステムで予約ができるというような体制といたしますか、受け入れができているのでしょうか。

副参事（学習スポーツ担当）

基本的に、今までも抽選という形式は同じでございまして、実際のその適用の仕方が違ったということで、抽選から抽選へということで、電子化に伴う混乱というのはなかったというふうに思っております。

おおむね、その原因といたしましては、今までもネット環境のあるところから使える枠を打ち出して抽選に臨んでいたり、それから、個人ごとの申込みではなく、団体ごとの申込みでありますので、その中の誰もが電子環境にないという状態は、実際にはなかったということだと分析しております。

教育長

そうしますと、今回のこの改正に当たっての周知方法というのは、どういう形でやられるのですか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

そうですね。今までのやり方で行います抽選会の場、あるいはホームページなどで周知を行っていくということで考えております。

もともと、これは団体登録の行われているところの方々が、皆さん、抽選会に出ているということなので、それで広く周知が徹底できると思っております。

大島委員長

そのほかに質疑はございませんでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただ今、上程中の第14号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

異議ございませんので、原案のとおり、決定いたしました。

学習スポーツ担当浅川副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞ、ご退席ください。

以上で、議決案件の審議が終了しました。

<報告事項>

大島委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、4月12日の第11回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告します。

4月12日金曜日、平成25年度教育施策連絡会が行われました。私、大島と、田辺教育長が出席いたしました。

私からの一括報告は以上です。次に、各委員から、以上の報告につきましての補足、質問、ご発言等ありましたら、お願いいたします。

まず、私のほうから、今、話に出ました東京都の平成25年度教育施策連絡会というのに出席してきましたので、ちょっとその内容をご報告しようかと思えます。

これは東京都の教育委員会が主催するもので、東京都下の各区市の教育委員とか教育関係者の方が出席対象となっております。

当日は、まず、教育行政全般について、東京都教育委員会の木村委員長からお話がありまして、その後で、比留間東京都教育長から、ことしの主要施策の概要についてというお話がありました。次に基調講演というのがありまして、日本体育大学教授の先生からの学力向上についての基調講演、ただし、これは、ほんの10分程度で、駆け足なものでありましたが、その後でパネルディスカッションということで、学力向上について、パネリストの方が7名、教育委員の方もいらっしゃいましたし、あと、小学校の校長先生とか、清瀬市の教育委員会の教育長の方、杉並区の教育長の方というような、東京都以外の方もご出席になって、それぞれ、いろいろな学力向上についてのお話があり、また、会場からの質問も受け付けまして、ほかの区の教育委員の方からの質問があつて、それにまた答えたりということで、このパネルディスカッション方式というのは、今回からの新しい企画だそうです。

私、前に出席したときには、東京都の教育委員の方がそれぞれ、ご自分の持論といいですか、お考えを一方的に話すというような形式でした。内容はそれぞれ、よかったのですが、やはり一方的に話されるだけですと、ちょっと、いま一つ興味が湧かない

ような面もありましたのですが、今回はなかなかよかったかなというふうに思いました。

やはり、パネルディスカッションでやると、東京都に属していらっしゃる方以外の方の、自分の区ではこういう取り組みをしていますとか、そういう体験のお話もあったり、また、カラー刷りのグラフの資料なんかも用意していただいて、学力向上についてのいろいろな調査結果とか、なかなか興味深い調査結果の報告もあったりしました。会場からの質問も、例えば中学校の理科で、「授業がわかる」「どちらかといえばわかる」というような割合がふえていると。こういう調査結果もグラフになって出ているのですけれども、それで「何でふえていると思いますか」というような質問が出たりして、それに対してのパネリストのお答えが、新しい学習指導要領で、実験とか観察というものがすごくふえた。多分、児童の興味を引いたというのは、そういう実験、観察がふえたということのあらわれではないでしょうかというようなお答えがあったり、大変具体的な話がありまして、おもしろかったです。

あと、お話の中では、東京都の教育委員の竹花委員のほうから、学力向上パートナーシップ授業というのを始めると。八つの区と市で始めるというお話も出て、これは退職された教員の方のノウハウとか、エネルギーを活用してやっていくのだというような新しいお話があったり、それから、木村委員長のほうからは、日本ではつまずきについての研究というのがほとんどされていないのだと。教育学という見地からのそういう研究というものが必要があるのではないかというようなことでした。つまずきというのは、我々の区でも、小中連携に取り組もうとしているわけですがけれども、そういうときに、例えば中学校に入ったときにつまずくとか、いろいろなつまずきということにすごく我々も興味を持っているわけです。

そういうことについて、木村委員長も非常に興味を持たれているのだなというようなことで、身近に感じたりしまして、大変参考になりまして、とてもよかったというふうに思いました。

済みません、長くなりました。

それでは、小林委員はいかがでしょう。

小林委員

17日水曜日ですが、定例校長会で、新年度の顔合わせということで出席をいたしました。

以上でございます。

大島委員長

高木委員、お願いします。

高木委員

私も17日、定例校長会で簡単にご挨拶をさせていただきました。

あと、4月14日の日曜日なのですが、野方消防少年団の入卒団進級式というのに出席してきました。私、実はこの育成会の会長というのをやっております、当日は10人の新入団員が入ってまして、野方消防署は早稲田通り以北がほぼ管轄なのですが、その小学校、中学校の、主に小学校なのですが、団員が今32名ですね。

で、来賓として、上高田小学校、江古田小学校、緑野小学校、武蔵台小学校、4校も校長先生にもいらしていただいて、非常ににぎやかな入卒団式、進級式でした。

入ってくる子は1年生もいるのですが、結構長くて1時間ぐらいあるのですけれども、通常、小学校の入学式は30分ぐらいなのですが、結構1時間きちっともって、なかなか頑張っているなど。

消防少年団は、消防や防火についての学習ですとか、規律訓練、そのほか老人福祉施設の慰問ですとか、キャンプとか、多様な体験活動をやっていますので、学校教育とはちょっと別なのですが、非常に有意義な活動だと思っております。

私からは以上です。

大島委員長

渡邊委員はきょうは初回ですので、また次回以降ということで。

教育長は。

教育長

特にございません。

大島委員長

ただ今の委員からの報告につきましての補足説明、質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

高木委員

今回の教育施策連絡会なのですが、非常によかったということで、私も以前、参加したときに、ちょっと消化不良なところもあったのですが、学力向上を大分前面に押し出した会議だったのかなと仄聞します。

知、徳、体、三つすごく重要だと思うのですけれども、やはり保護者の方の一番の関心は学力向上ですし、学校教育である以上、もちろん、体力の向上や心の向上も必要なので

すけれども、学力がまずやはり大切なのかなと思っておるのです。

今般、特に東京都のほうで改めて学力向上というのを出してきた背景というのは、指導室長、何かあるのでしょうか。たまたまそういうテーマだったのですか。ちょっと素朴な疑問なのです。

指導室長

特別、何か理由があって、今回のテーマが設定されたというふうには思っていないんですが、本区のデータなんかでも、都や国のデータでも、学力についてはフタコブラクダという表現がされるのですが、この間の会では、私も実は参加をしたのですが、上位層と下位層のフタコブラクダがあって、下位層の部分に対して、先ほど、大島委員長のほうから、つまずきという言葉で表現されていたかと思うのですけれども、そこをどうするかというところをやはりもう少しこう、スポットライトを当ててやっていく必要があるというようなお話が出ていました。これは本当に、中野区においても、とても大きな課題だというふうに思っていますので、つまずいている子どもたちをどうやって、意識を向けていくか、または具体的な方策で学力を向上させるかというところが背景にあるというふうに、私は思いながら話を聞いておりました。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、ほかに発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

それでは、事務局報告事項の1番目、「平成25年度体罰防止に向けての取組」の報告をお願いします。

指導室長

それでは、お手元の資料、A4のペーパーが1枚と、それから「体罰の防止に向けて」という教員向け研修資料、この二つでご説明をいたします。

まず、A4、1枚のほうなのですが、大阪での体罰事故を受けまして、東京都のほうで昨年度末、体罰の実態調査というのがございました。これについては、4日ぐらい前の新聞等でも報告が出ていたかと思うのですが、中学校のほうは主に部活動の指導においてというようなこと。それから、小学校においても、暴力ということよりも、不適切な指導も含めてというような調査が行われました。

東京都全体では、中学校が339校、小学校が84校というプレス発表がされていますが、本区においては、両方ともゼロということを目指したのですが、中学校3校というところの報告が上がりました。

ただ、中身を見てみますと、タクトでポンと頭をたたいたとか、そういうものも含めて、細かいところまで一応、報告を上げていただきましたので、そのとおり東京都のほうに報告をしております。中学校3校が該当しているというような実態です。

これを受けてということなのですが、体罰防止、これは本当に、体罰はあってはならない。法的にも定められていることですので、きちんと教員の意識啓発、それから人権感覚の向上を目指す必要があるということで、可能な研修会では必ず取り上げて研修を行うということを方針として決めました。

資料のⅡの2番目「教育研修における研修の実施」ということで、管理職、要するに職層においても研修をします。

それから、(2)(3)は生活指導主任だとか教務主任、それから主任教員に当たる学校の中核をなす教員に向けて、それから若手の先生、それから10年経験者ということで、ミドルリーダーとしてこれから活躍する教員に向けての研修会。

それから、(6)のところ、学力向上アシスタント、これは区で導入をしている非常勤の講師的な方たちなのですが、そういう方たちも子どもに接しますので、そういう方に向けての研修会も行うということで、行う研修の内容については後ほど説明をいたします。

それから、3番目ということで、体罰の実態を把握するアンケート、今回、東京都がやったようなアンケートを年1回、抑止という意味も込めまして、いじめの調査を10月に実施しますので、それに合わせて、子どもたちからの考えを聞くというようなことを行うということで、進めていきたいなというふうに考えております。

研修の内容なのですが、別冊のほうをごらんください。めくっていただきまして、1ページのところに、作成の趣旨というところで四つのパラグラフにしております。最初のところは、教育で一番大切なのは児童生徒との信頼関係であるのですが、有形力の行使というような形で、教育効果を期待できないような体罰を行うことが実際にはあるということで、それについてはきちんと理解を促進するということを述べました。

2ページ目以降は、体罰に関する考え方も、これは学校教育法等、さまざまな法律で定められているということを2ページ、3ページ、4ページ、5ページぐらいまで、再度確認をする意味で、ここに記しております。

また、6ページからは、さまざまな事例がありますので、これは後から見ると、ここがいけないのだと誰でもわかることなのですが、つい当事者としては不適切な行動をとっているということを、改めて確認をする意味で、ケーススタディということで載せてあります。

それから8ページ、9ページ、ここはぜひ各学校で、それから、私ども教育委員会の研修でも強調したいのですが、やはりセルフチェック。例えば8ページ目では管理職としてのセルフチェックも必要ですし、それから当然、子どもたちと日常接している教職員のセルフチェックも必要かと思っています。

特に教職員のところの上から4番目、「1回くらい叩いても信頼関係があれば」というようなことを思っていないかと。これについては、新聞等の報道でも、保護者の中にも「信頼関係があれば許される」というようなパーセンテージが、たしか、高い数字が報告されていたかと思うのですが、それについてはきちんと正しく認識をしましょうということ。

それから、下から四つ目。「体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めさせることができるか」。私ども、新人の教員の面接をしているときに、この質問をするのです。「皆さんがそういう先生を見たら、どうしますか」と。「すぐとめる」ということを言った教員は大体10%ぐらいですね。

やはり、「どうしたのですか」と聞いてみるとか、「何かあったのですか」という形で、すぐにやめさせるというのは、やはりなかなか、10年も20年も先輩の先生に対してできないというようなことを実際言っていますので、その辺はきちんと、やめさせるというところを理解してほしいなと。それで行動に移してほしいなと思っています。

9番目のところは、人権感覚のセルフチェックなのですが、右の真ん中、「不用意な言葉」。きのうの朝日新聞に、ある市での、小学校2年生の担任の暴言が載っていたかと思うのですが、つい出てしまう言葉はやはりあるかと思うのですが、そこは教育のプロとして意識をしなければいけないだろうなというところを訴えていきたいなというふうに思っています。

以下、さまざまな資料を後半に付けてございますが、これをもととして先生たちの意識啓発に努めていきたいなというふうに思います。

来年度、もし調査があった場合には、小学校、中学校、それぞれにゼロ、ゼロという回答になるために頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

大島委員長

それでは、ただ今の報告につきまして、ご質問、発言等ありましたら、お願いします。

小林委員

この体罰防止に向けて、今年度も研修が資料の1ページ目にさまざま出ていますけれども、昨年と比べて変わりがいいのか、それともどれぐらい充実したのか、その辺のところをちょっと確認をしたいと思うのですが、お願いします。

指導室長

昨年度は、このようなきちんとした区としての資料は作成しておりませんでした。ただ、東京都がつくっています人権教育プログラムというのがありますので、その一部分を引用しているところもあるのですが、それを使って研修していたのですが、ことしはもう少し本腰を入れてといいますか、意識啓発をきちんとやろうということで、別冊をつくったという経緯がございます。

小林委員

なかなかこの資料も細かくつくられていて、こういったことを通して徹底していくことが大事だと思うのですが、やはり体罰がいいと思っている教員はほとんどいないと思うのです。

ただ、やはり実際にさまざまな指導の中で、子どもたちとの関係の中で、やむを得ずなんていうのは、そういうようなことがあったりする。それはあってはならないわけですが、

そういう点では各学校によっていろいろ実態が違いますので、これを受けて、校内での研修を充実させていくというのは非常に重要だと思うのですが、その点の何かこう工夫とか、学校への働きかけをどういうふうにしていくかということについてお聞かせください。

指導室長

A4の資料のⅡの2の(2)ですか、必置主任研修における研修の内容が、校内研修の実施というテーマで、この体罰の部分も扱う形にしております。

この狙いは、各学校で、指導法の研修会があったり、教育相談の研修会があったり、さまざまな研修を行うのですが、その研修会のあり方について、体罰をテーマとしたとき、どういうふうやっていくかという内容のものをしていきますので、当然、この資料は各

学校にもう既にお配りをしているのですが、各学校でも、短い時間を使って研修会をやっ
てもらおうということは、校長先生のほうにお願いをしております。

小林委員

今のでよくわかりました。先ほど、指導室長の説明の中で、アンケートを行うと。それが一つの抑止力になるのだということで、私もそのように思います。

ただ、年1回というようなことでありましたけれども、例えば、毎回の校長会の折に、
また、各学校の職員会議とか職員連絡会の折に、必ずこういったものについて、校長から
自校の教職員に毎回しつこいようですけれども徹底していくと。これは服務規律も含めて、
そういう機会を持っていただくということが大事かなというふうに思っておりますので、
これは要望しておきたいと思います。

渡邊委員

お伺いしたいのですが、こういった取り組みというのは初年度というのが非常に
やりやすく、いろいろと問題を挙げて、それからどんどん洗練されていくものだと思います。
これは確認なのですが、こういった管理職の研修会とかということに出席はほぼ強制ということな
のでしょうか。

それと、やはり次年度に向けて、同じ研修を同じ人間が繰り返しやることもとても大切
なのですが、新任校長とまた若干、第1段階の研修、第2段階の研修というような
スキルアップがきっとあると思うのですが、そういったものに対して、まだ始まったばかり
なのですが、検討はされているのでしょうか。

指導室長

まず、研修会への出席なのですが、一応、これは職層研修ですので、悉皆ということで、
必ず受けていただくというふうに考えております。

それから、経験年数によって違いがあるだろうというようなご指摘なのですが、それにつ
いては、正直申し上げて、現在のところはスキルアップの内容まではちょっと考えてお
りません。ただ、やはり繰り返していくことも一つ必要であるというふうにも思いますの
で、それについては今後、検討させていただければというふうに思っております。

渡邊委員

ありがとうございました。

大島委員長

私からちょっと指導室長に教えていただきたいのですが、体罰という場合、力関

係が、教師という力の強い者と、児童という弱者というような場合に、権限濫用的に、パワハラみたいなことで、体罰をするというような、これはもう、もちろんとんでもないことということはすぐにわかるのです。ただ、場面によっては、生徒のほうはかなり暴力的だったり、反抗的だったり、扱いにちょっと困るみたいな、そういうのは、制するために、教師が暴力を振るってしまうというような場面を想定しますと、もちろん、どういう理由があれば、教師が暴力を振るうなんていうことは許されないのですが、教育的な観点から見て、やはり生徒のほうにも何らかの、教育上問題があるというようなとき、それをどういうふうに扱うかというのも一つの重要な問題ではないかなと思うのです。

その場合に、もちろん、体罰はだめだというのは当然ですけども、それで先生のほうが、ではどういうふうに指導すればいいのかというような、いい方法といいますか、それがやはり考え出されていないと、生徒のほうの傍若無人が助長されてしまうみたいなことでは困ると思うので、その辺のところはどうなのでしょう。

指導室長

小学校ではあまりないのかもしれないですが、中学生ぐらいになって体格のいいお子さんもいますので、今、委員長がお話になったようなことは十分あり得ることだというふうに思っています。

資料の12ページのところに、それに今、関係することが載せてあるのですが、有形力の行使イコールすべて体罰というふうに扱ってしまうと、委員長がご心配のように、丸腰状態でどうするのだというようなところになるかと思います。

例えば(2)のところに、「正当防衛、正当行為に当たり体罰に当たらないもの」という部分もあるのですよということは文部科学省の通知の中にも書いてあるのですが、「暴力行為に対して教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は」というところの表現もございます。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような、例えば机を投げてほかの子どもがけがをするような行為をもししているのであれば、それについてはやはり、力づくという表現が正しいかどうかはわかりませんが、とめることも必要だというようなところがありますので、全く手も足も出さないでやりなさいということではないかと思います。

ただ、興奮している子どもに、やはり落ち着かせるという方法は幾つかあるかと思うのです。1対1でやるというのはなかなか難しいのですが、そういう状況が発生したら、複数の教員で対応するとか、いろいろなやり方がありますので、それについては研修会の中

でも、教育相談的な部分でかかわる部分もあるのですが、いろいろなことについては研修の中に取り入れていきたいなというふうに考えています。

大島委員長

なかなか実際の場において、教師の方の判断とかというのものとっさに求められたりして、難しい面があるなと思いますけれども、そういう判断力をつけるためにも、研修等を重ねていただきたいなというふうに思います。

ほかには。この件については。

小林委員

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、先ほど、渡邊委員が言われたように、やはりスキルアップしていくというのでしょうか。年度とともに、内容も工夫していく。これはもう非常に大事なことだと思いますので、ぜひ実施していただきたい。

とともに、やはり今、指導室長も言われていたように、繰り返し繰り返し毎年同じことを指導していく。これは特に、9ページの人権感覚の欠如というのは、やはり体罰に至る場合、非常に大きな点だと思います。

ただ、人権感覚は悲しいかな、私も含めて、やはり社会の変化とか時間とともにすり減っていってしまいますので、やはり常に人権感覚をという意味で、体罰防止に向けた毎回の取り組みをきめ細かくやっていただきたいと。

ただ、社会全体がこうやって体罰、体罰というふうになっていきますと、まだほかにもいろいろな課題があるわけですので、ぜひ、もちろん体罰防止も重要なことですが、サービス全般にわたって規律を徹底していただきたいなという思いが強くなります。

以上です。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは次に、事務局報告事項の2番目、「中野中学校の新校舎移転後の旧校舎等の貸付けについて」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

私のほうから、資料に沿って説明させていただきます。

現在、中野中学校は新校舎の建設工事中でございますけれども、竣工後、平成26年4月から、新校舎の供用開始となるため、移転後の旧校舎等について、下記のとおり、学校法人堀越学園に対し、貸付けを行うということでございます。

貸付け理由でございますけれども、堀越学園が運営している堀越高等学校は、耐震化に向けて全面改築をする予定でございます。その工事期間中の仮校舎が必要になるため、区に対して借用の協力要請がございました。区としては、今後、同校が避難所としての協定を締結していくなど、事業協力が必要な法人であることから、貸付けを行うということでございます。

3番目の貸付物件でございますけれども、現中野中学校の土地・建物を一括して貸し付けるということでございます。詳細はごらんのとおりでございます。

貸付期間でございますけれども、平成26年6月から平成28年9月までの28か月を予定してございます。

使用料に関しては、行政財産使用料条例に基づいて算定した使用料を徴収するというところでございます。

私からの報告は、以上のとおりでございます。

大島委員長

それでは、ただ今の報告につきまして、質問、ご発言等ありましたらお願いします。

私のほうから質問なのですが、この中野中学校の場所というのは、今の場所ということはもとの第九中学校の場所ということで、たしか、よろしかったでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そうです。旧第九中学校の校舎ということになります。

大島委員長

それで、その校舎については移転後、当面、何かに使うという予定はなかったという状況だったのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

詳しいところは教育委員会で把握しているところでございませんが、当分の間、使う予定がないということでございます。

大島委員長

そういう意味では、堀越学園にお貸ししても、別に中野区として差しさわりのないという状況だったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。

大島委員長

ほかには。

渡邊委員

一つだけ教えていただきたいのですけれども、中学校は避難所になる指定になっていて、その避難所としての協定を締結していくなどということが書いてありますけれども、中野区の避難所として登録はされていると思うのですが、その、例えば備品とか、そういったものと、救護所としての役割ということについては、そのまま継続されるものと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

備蓄倉庫等、それはそのまま、現存の状態に残していくということでございますので、災害時には使えるということでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

高木委員

今の件ですけれども、災害時に使えるということではなくて、新校舎ができた段階で、中野中学校、新校舎に移動しますよね。そうした場合に、旧中野中校舎というとおかしいのですけれども、旧九中校舎を一時使用していた中央2丁目の校舎に関しては、指定避難場所ではなくなるのですか。それとも、堀越さんに貸している間も、そこは避難所として、何かの場合には機能するような取り決めなののでしょうか。

あと、もう一点、区立の中学校としては、平成26年3月末で使用が終わるわけですよね。その後も当面は、扱いとしては学校施設で、所管が教育委員会から離れるということなののでしょうか。それとも、その段階でもう学校施設ではなくなるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

避難所としての指定というのは、解除する予定ではございませんので、堀越学園が使用している際も、指定所として、避難所としての指定は受けていて、その後も活用についてはまだ未定というところでございますので、要は避難所として指定していくというところでございます。

それと、もう1点。とりあえず平成26年の3月には廃校になりますけれども、その後の施設に関しての管理ということについては、今後検討していくということになります。

教育委員会事務局次長

教育財産的なものとしての活用は、そのまま残ります。その後の方針がはっきりしたと

ころで、教育財産から普通財産への切りかえというふうになりますので、今のままですと、学校としての需要は現実的にはなくなります。教育財産としてそのまま残しているという状況でございます。

ですから、使用については、教育的な施設としての位置づけはそのまま残ります。

高木委員

そうしますと、これまでも統合で廃止になった、廃止というか、当面は使わなくなった校舎については、災害時の避難所として機能をするというふうに理解をしたのですが、今回の再編計画でも、やはり地域の学校自体がなくなってしまうことも困る。

さらに、やはり、地域の避難所としての機能はどうなるのだという訴えを区民の方から大分聞きました。なかなかこれだけの土地建物をどうしていくのかというのは、区としても決めかねているということはわかるのですが、我々もやはり、区民の方とお話をしながら、関係の部署とお話をして、きちっと、しかるべき時期にご説明しますと。それについては、教育委員会としては地元の方のプラスになるように訴えていきますと言っていますので、我々としても、そこは難しいとは思いますが、なるべく早い時期に明示をしていくように、ちょっと心がけたいなと自戒をしております。

大島委員長

1点、ちょっと私から質問なのですが、区との事業協力が必要な、避難所としての協定とかと言うのですけれども、これは堀越学園の校舎を、将来的に、避難所としても使わせていただくというような協力関係も必要だからと、こういう意味もあるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

そのとおりでございます。現在、堀越学園の堀越高校でございますけれども、避難所としては指定されてございません。

今後、改築されて、新しい校舎ができた段階で、要は避難所として指定していくということで、災害時の協定を締結していくという方向で考えております。

渡邊委員

少し、ちょっと話題が外れてしまって申しわけないのですけれども、学校が新しくでき上がったりとか、東京都の防災計画も若干変わってきて、学校の拠点というので避難所としての役割というものも、今後、少し考えていかないといけない。

特に、今度の新中野中学校は、今、工事中のあそこの現場ですよね。あそこは恐らく、非常に拠点になる救護所としての機能を備えていかなければ、大きな警察病院とか、そう

いった病院の周りに避難所をつくって、そこでトリアージを行って、周知を授けていくというような、東京都の防災計画が出ております。

そういったものも学校現場と防災のほうと、救護所とかそういうことについては非常に難しい問題でありますので、なるべく早く取り込んで、こういったものに新しい施策を出していただきたいなと思います。

私がお願いするところではないのですが、どうしても、私、医師会のほうとでも、医師をそこに配置させるということで、そのところに協力するに当たって、どこに行っていくか場所がわからないというのが一番ネックになってしまうので、どこにどれだけの物資とどれだけ人材を送り込むかということは極めて重要なことですので、こういった再編成している間に、非常にファジーになってしまうのは望ましくないなと思っておりますので、ぜひ、その辺明確に、よろしく願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

今の意見に対して、防災都市安全分野と連携しながら、ちょっと対応していきたいなと思っております。

新中野中学校に関しては、避難所として指定される方向では考えておりますけれども、あの地域の全体は広域避難所ですので、やはり防災の拠点ということになっておりますので、十分に対処していきたいなと思っております。

大島委員長

ということで、ほかにご発言は。よろしいでしょうか。

それでは、そのほかにも報告事項はあるでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第12回定例会を閉じます。

午前10時55分閉会